

# 許可・料金設定のあり方

## 1 係留許可（正当な権原の付与）

- (1) 港湾・漁港におけるプレジャーボートの係留については、港湾法又は漁港漁場整備法における水域施設の使用として、船舶ごとに許可することを基本とする。（「小型船舶用泊地」の使用許可）
- (2) ただし、民間団体等がマリーナ等の係留保管施設を設置・運営する場合は、従前と同様に係留水域及び係留設備（栈橋，渡橋，係船杭等）について、水域の占用許可を行う。

## 2 許可及び料金設定の考え方

### (1) 権原付与

#### ① 小型船舶用泊地の使用許可

係留船舶の水域の利用形態は、単なる係留・停泊にとどまり、水域を排他・独占的かつ継続的に占有している状態（＝占用）には該当しないことから、係留場所を水域施設である「小型船舶用泊地」として指定し、施設の使用として扱う。

#### ② 民間団体等における係留保管施設

係留保管施設として一定区域内を面的に使用するため、水域の占用として扱う。

#### ③ 一般海域における係留

プレジャーボートの係留可能場所については、港湾・漁港区域内に指定する「小型船舶用泊地」として確保することを基本とするが、近隣に適切な係留保管場所がない場合などにおいて、一般海域の入江などの係留に支障がないと認められる場所に限り、港湾法第2条第6項の規定による施設認定を受け、プレジャーボート条例による暫定係留区域に指定して、施設の使用許可によることを検討する。

### (2) 料金設定

料金は、施設の使用の反対給付として徴収することとし、その使途については、施設を適正かつ安全に管理していくための維持管理費，廃船処理費等に充てるものとして、他県における先事例を参考とし、次のことを考慮して設定する。

- ① 既存ストック（防波堤，岸壁など）の活用を前提に，既存の係留保管施設のサービス水準及び料金との均衡を考慮した水準とする。
- ② 地方部における民間マリーナの料金との均衡を考慮する。
- ③ 利便性等を考慮し，適切な地域区分に応じた料金体系とする。

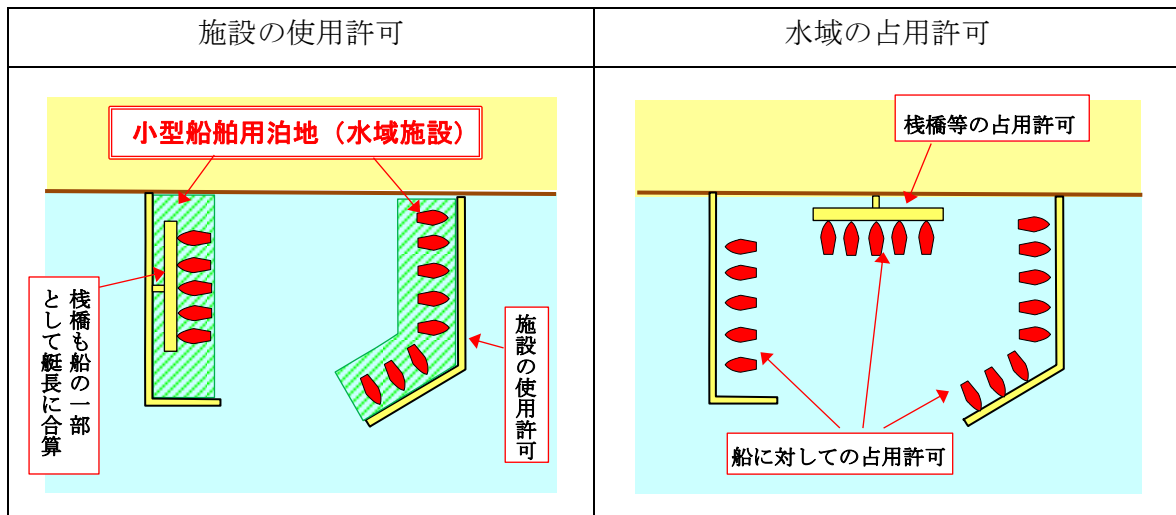
### 3 漁業権との関係

港湾・漁港内において漁業権が設定されている場合、「小型船舶用泊地」の指定による漁業への支障の有無について、漁業権者との事前の調整が必要である。

### 4 地元住民による係留

地元住民による係留については、船舶の係留という行為に関しては、他所居住者による係留との違いはないが、地元住民は、係留場所と生活環境が隣接しており、漁業活動への支障や騒音・違法駐車・ゴミ投棄などの問題を生じさせるおそれが少ないことから、古くから集落前面の海に親しみ、海の利用が生活の一部となっている経緯を踏まえ、係留場所の優先的な確保などに配慮することを検討していく。

### 参考 イメージ比較図



## 5 参考

### (1) 県整備係留保管施設の料金表（最小区画分）

	観音 マリーナ	五日市 F A	五日市 P B S	B P 広島	廿日市 B P	坂 P B S	B P 福山	地御前漁港 簡易艇置施設
月額料金 (円)	25,627	16,806	9,000	18,360	15,420	15,420	10,280	3,490
年額料金 (円)	307,530	201,670	108,000	220,320	185,040	185,040	123,360	41,880

### (2) 民間等の係留保管施設の料金表（最小区画分）

	民間施設 A 【広島市】	民間施設 B 【広島市】	民間施設 C 【三原市】	民間施設 D 【尾道市】	内海フィッ シャリーナ (福山市整備)	横田シブス テーション (横田漁協整備)
月額料金 (円)	14,888	17,100	25,375 (船長 7.5m)	36,720 (船長 7.5m)	24,583 (船長 7.5m)	5,400 (船長 6m)
年額料金 (円)	178,650	205,200	304,500 (船長 7.5m)	440,640 (船長 7.5m)	295,000 (船長 7.5m)	64,800 (船長 6m)

### (3) 他県の簡易な係留施設の料金表～船舶の長さ 7.5m と想定

	香川県	徳島県	高知県	愛知県	和歌山県
月額	2,400～4,800 円	3,187～3,750 円	1,800～4,100 円	216 円	3,000～7,275 円
年額	28,800～57,600 円	38,244～45,000 円	21,600～49,200 円	2,592 円	36,000～87,300 円
施設の 概要・ 料金の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に既存ストックのまま徴収</li> <li>近年、使用料を原資に、係船環、外灯、看板等の設置や浚渫等の工事及び沈没船の処理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に既存ストックのまま徴収</li> <li>係船環がない箇所は県が設置</li> <li>港湾の係留施設への係船料や近県での使用料とのバランスを考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、県において港湾内に係船環等の簡易な係留設備を設置</li> <li>使用料は一部修繕費に充当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に既存ストックのまま徴収</li> <li>私有の係留設備をそのまま使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が港湾内に係留設備を設置（係船環及び係船杭、浮き栈橋及び係船ビーム）</li> <li>使用料は、特別会計で修繕費や施設管理委託料に充当</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隻当たり船長 1 m につき 月額 320～640 円/m (地方部) (都市部)</li> <li>浮き栈橋の長さ（共有の場合、使用者数で除した長さ）も加える。</li> <li>係船環（県設置） 月額 150 円</li> <li>はしご（県設置） 月額 460 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隻当たり船長 1 m につき 月額 425～500 円/m (地方部) (都市部)</li> <li>浮き栈橋の長さ（共有の場合、使用者数で除した長さ）も加える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隻当たり月額 1,800～4,100 円 (地方部) (都市部)</li> <li>施設ごとの係留設備の整備状況の差異により、料金差あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隻当たり月額 216 円/隻</li> <li>プレジャーボートの利用者組合を組織させ、組合単位に許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隻当たり船長 1 m につき 月額 400～970 円/m (地方部) (都市部)</li> </ul>

# 利用者団体等の活用

## 1 団体活用の基本的な考え方

- ① 許可事務の効率化を図り、許可艇への切り替えを加速するため、団体に対する許可手続を導入する。
- ② 既存のローカルルールを尊重し、PBの係留に係る利用調整を円滑に行うため、現場の利用調整を適正に行うことができる団体に管理業務の一部を任せられることも視野に入れる。

## 2 団体の活用（案）

### (1) 小型船舶用泊地を団体で使用する場合

#### ア 概要

利用者団体に対して、小型船舶用泊地をまとめて使用許可

- ・使用許可の相手方は、基本的には個人であるが、現在、利用者同士で相互協力団体を組み、共同利用の係留設備を設置するなどして、PBの係留保管の秩序を維持している団体が存在する。このように、小型船舶用泊地を団体で利用することを希望する場合、この団体に対して、棧橋等の係留設備や各構成員の船舶の使用を一括して許可する制度を導入する。
- ・団体の代表者に対して許可することとし、代表者は全体の使用料総額の支払や利用者の把握・利用調整などの責任を負う。
- ・基本的に営業目的の使用は認めない。(団体の構成員等が共同で使用する場合のみを対象とする。)

#### イ 想定される団体

- ①利用者団体
- ②地元団体

#### ウ 許可等の方法

県の施設（小型船舶用泊地）に係る使用許可とする。

#### エ 期待される効果

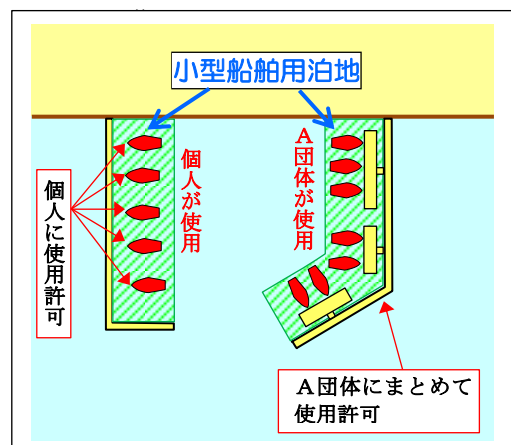
- ・複数の船舶の許可手続をまとめて、一度に処理できる。
- ・既存の利用者団体等が築いてきたローカルルールを壊すことなく、活用することができる。

#### オ 課題等

ただし、次のことに留意して適切な許可を行う必要がある。

- ・団体の代表者が、全体の使用料支払の債務を負うことの承諾が必要であること。
- ・一部の団体による独占的な使用につながるおそれがないこと。

#### 《適用するケース



## (2) マリーナ等の係留保管施設を団体自ら整備・運営する場合

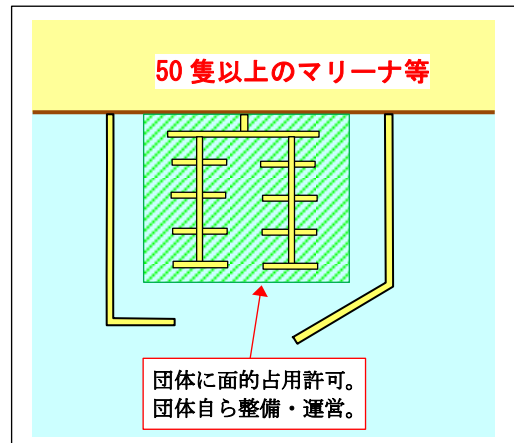
### ア 概要

#### 《50 隻以上のマリーナ等》

##### 大規模な係留保管施設を自ら設置する団体に対する占有許可

- ・ 現行基準において認められている係留保管施設に係る水域の占有許可。収容能力 50 隻以上の係留保管施設の整備・運営を行う民間マリーナ事業者や漁協に対して、施設の利用エリアを面的に占有許可する。
- ・ 団体自らが施設の運営責任を負うこととし、施設全体の占有料を県に支払うとともに、施設の管理全般を任せる。
- ・ 占有許可条件の範囲内において、営業を認める。

##### 《適用するケース》

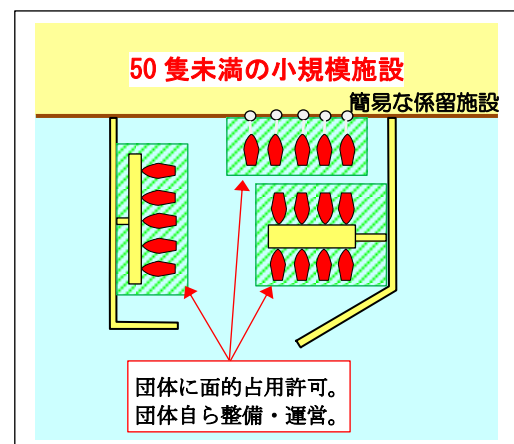


#### 《50 隻未満の小規模施設》

##### 小規模な係留保管施設を自ら設置する団体に対する占有許可

- ・ 現行の基準では定めのない、収容能力 50 隻未満の小規模な係留保管施設（簡易な係留保管施設を含む）の整備・運営を行う民間マリーナ事業者や漁協に対して、新たに施設の利用エリアを面的に占有許可する。
- ・ 上記の大規模な係留保管施設と同様に、団体自らが施設の運営責任を負うこととし、施設全体の占有料を県に支払うとともに、施設の管理全般を任せる。
- ・ 対象となる団体の資格や施設の整備基準等については、できるだけ緩和し、団体による施設整備を掘り起こす。

##### 《適用するケース》



### イ 想定される団体

- ① 民間マリーナ事業者
- ② 漁協

### ウ 許可等の方法

#### 《50 隻以上のマリーナ等》

土地利用等に係る水域占有許可（海域利用審査会の審査案件）

#### 《50 隻未満の小規模施設》

水域占有許可（海域利用審査会の審査案件としない）

### エ 期待される効果

- ・ 係留保管施設への船舶の収容手続について、団体に任せることにより円滑にできる。
- ・ 係留保管施設の整備に民間資金を活用することができる。

オ 課題等

《50 隻以上のマリーナ等》

- ・団体独自で事業採算が可能な資金力や運営体制の確保が必要

《50 隻未満の小規模施設》

- ・無秩序な乱立状態とならないよう，団体の資格や施設の整備基準などを整理し，県が審査する必要がある。
- ・関係者（漁協・海保・市町）の同意を得る必要がある。

カ 先進例等

横田シップステーション（50 隻以上のマリーナ等の例）

（3）施設の管理を団体に委託する場合

ア 概要

小型船舶用泊地（水域施設）の団体への管理委託

- ・使用許可事務は，基本的に水域の管理者である県が行うが，港湾，漁港の小型船舶用泊地（水域施設）の管理業務の一部（施設使用に係る許可申請窓口，利用調整，使用者の現地指導等）を，現場の利用調整等を適正に行うことができる団体に委託する。
- ・公の施設の管理であるため，原則として指定管理者制度による。

（地方自治法第 244 条の 2）

イ 想定される団体

- ①漁協
- ②市町
- ③地元団体
- ④所有者団体

ウ 許可等の方法

指定管理者制度による委託  
（市町の場合は事務委託）

エ 期待される効果

- ・日常的な施設点検や利用調整，現地指導等の事務がより現場に適応した形で行うことができる。

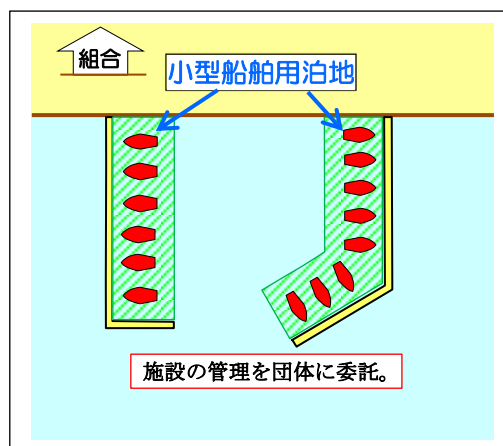
オ 課題等

- ・日常点検等に対応できる体制を有した団体でなければ適用が困難である。

カ 先進例等

- ・下関市（漁協を P B 係留施設の指定管理者に指定）
- ・地御前漁港簡易艇置施設  
（県が施設を整備し廿日市市に事務委託後，市が漁協へその一部を再委託）

《適用するケース》



# 廃船処理の促進について

## 1 廃船処理の必要性

プレジャーボート所有者の高齢化や漁業従事者の廃業などにより、船に乗ることをやめる所有者が増えている。通常、船舶が不要となった場合、所有者において売却、または、廃船処分することが基本であるが、換価価値のない船舶の場合、処分費用が高額なことなどから、廃船処分の手続を行わず、いわゆる「乗り捨てられている」事例が多いため、廃船の数もまた増加傾向にある。

平成26年度プレジャーボート全国実態調査によると、広島県の廃船の数は約600隻であるが、それ以上に、一見廃船に見えない、使用されていない放棄された船舶も相当数あると思われる。放置艇の解消のためには、現在放置されている廃船の処理の迅速化も必要である。

## 2 課題

廃船は、水域を占拠し、航行、貨物や水産物の揚降、又は係留等の水域の利用に支障があるほか、油流出事故や、強風・高波などに流され、岸壁等施設を破損するなどの懸念があるため、これを撤去する必要があるが、次のとおり課題があり、対策が進んでいない。

### (1) 廃船の定義の不明確さ

廃船については、外形的に船舶としての機能を有していないとみなせる場合であっても明らかに廃棄物であると判断できる場合を除き、現行では廃船処理手続を行っていない。これは、所有者が判明している場合は、所有者の責任において処分等を行うべきであること、また、所有者が不明の場合においても、船舶が私有財産であり、状態によっては相当程度の財産的価値を有する可能性があることから、機械的に処分手続きの対象とすることに充分慎重であるべきとの考えによるものである。

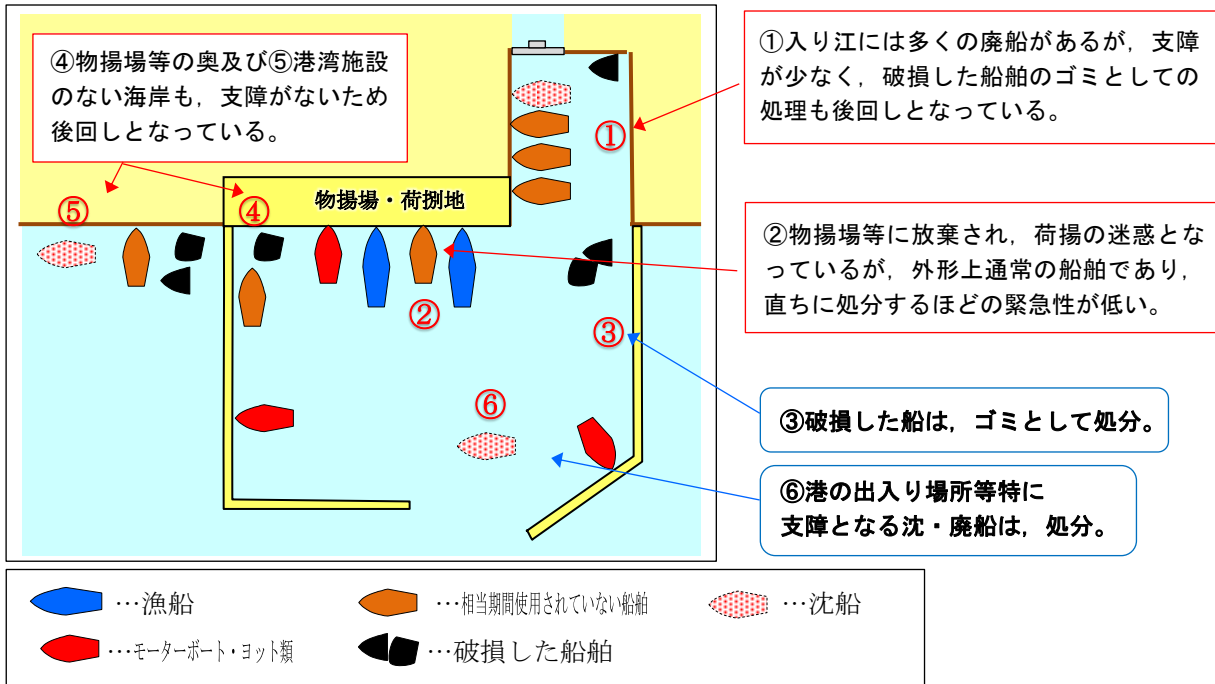
所有者不明の船舶に対して法律に定められた手続に則り、廃船の処分を推進していくためには、運用上、法定の処分手続きの対象とするための明確な基準を定める必要がある。

### (2) 廃船の実数の確認

破損もなく、一見問題なく係留しているが実際には既に所有者が使用をやめて放棄している実質上の廃船については、使用されている船と外見からでは区別が難しく、現状では、実数の把握ができていない。

### (3) 処分費用が高額であること

所有者不明の場合、やむを得ず簡易代執行によって水域の管理者が廃棄又は売却の処分をすることとなるが、人的・経済的な負担も大きい。特に、国の指導により廃船処理を安価・スピーディーに行えるように創設されたFRP船リサイクルセンターを利用して廃棄処分したとしても、1隻当たりおよそ20～30万円の費用を要することになり、県の財政の負担となってくる。



【現況】支障が生じ、緊急性のあるもの、及び、原型を留めず、大型ごみと解されるものを処分。  
支障の少ない沈・廃船の処理は、事務の優先順位が低いため、廃船処理が進まない。

### 3 対応案

#### (1) 対象の整理

##### ア 外形上の廃船（沈船含む）

次の例のとおり、明らかに船舶としての体を成していないもの。

(例)・陸上に放棄され、風化しているもの。

- ・船体が破損、一部または全部が水没しているもの。
- ・動力源（船外機など）が外されているもの。

##### イ 実質上の廃船

外形上は使用可能だが、既に所有者が不明又は所有者に今後使用する意思がないもの。

⇒ 放置等禁止区域指定前であっても、必要に応じて早期に処理できるよう、所有者に関する十分な調査によっても所有者が判明せず6ヶ月程度同一箇所に放置されている船舶は、廃船とみなしていく方向で今後取り組むこととする。

#### (2) 処理促進の方向性

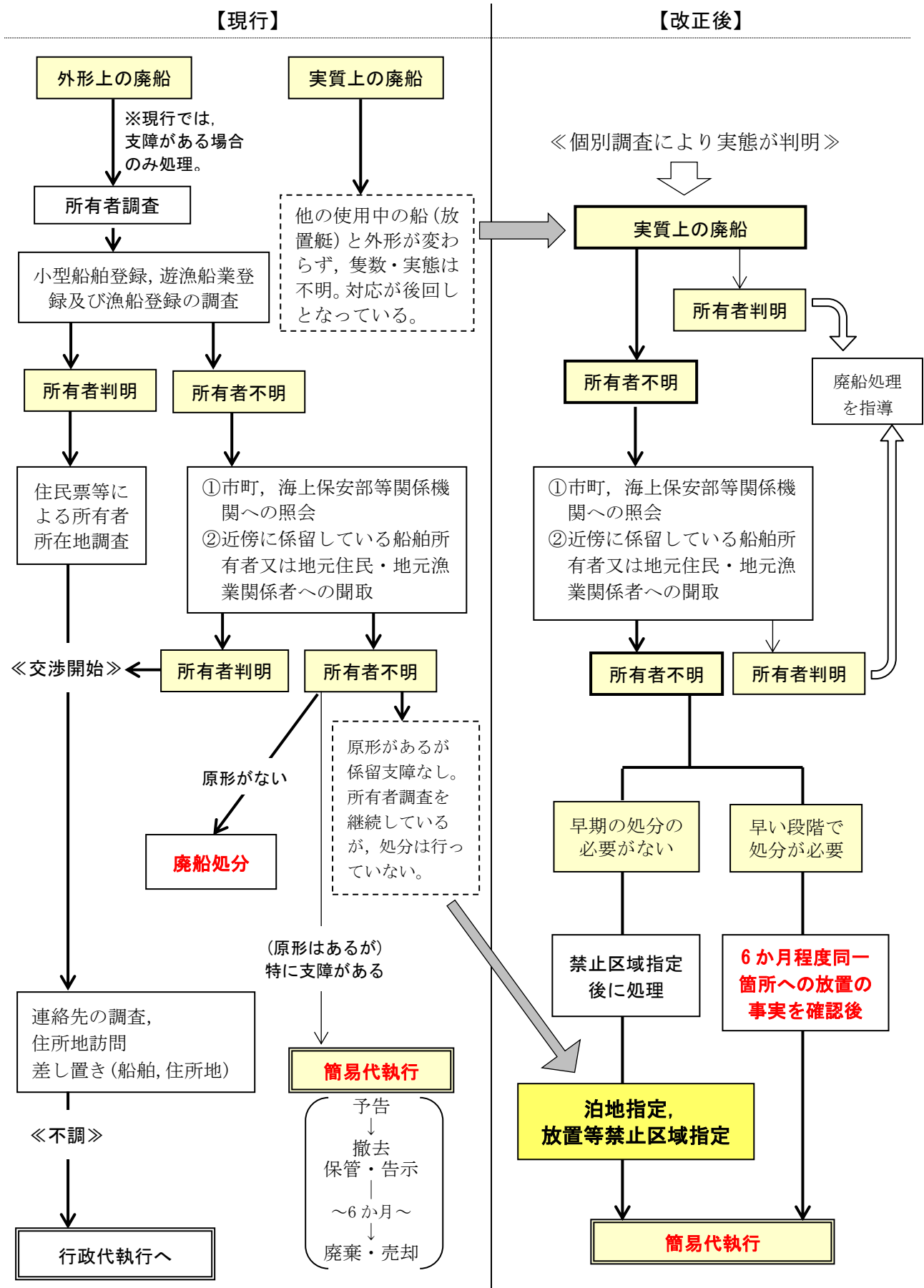
廃船処理に係る費用については、処理促進のため、年次計画を立てて計画的に予算計上していくものとし、新たに徴収する小型船舶の使用料を財源として活用することを検討する。

#### (3) その他留意事項

新たな廃船を生じさせないように、許可艇の所有者に対して、船舶を使用しなくなった際の廃船処理を強く指導していく。



# 処理の流れ



# 県民への意識啓発及び制度の普及について

## 1 要旨

プレジャーボートの係留については、係留保管施設への係留を除いては、特段の秩序によらず係留されてきたところであるが、これまでは水域の使用について特に支障がなかった地域においても、廃船を含む放置艇の増加などにより、船舶航行への支障や接触事故などのトラブルの発生を防ぐため、今回策定する基本方針に基づく新たなルールにより、許可に基づいた秩序ある係留を遵守する必要があることを、広く県民に周知し、プレジャーボート所有者の意識を変えてもらう必要がある。

このため、関係機関とも連携しながら、所有者の意識啓発や新たな係留ルールの周知に向けた取組を実施する。

## 2 周知する内容

### (1) 放置艇対策の必要性

船舶航行の支障、保管場所の私物化・私権化、高潮や津波災害の助長など、放置艇が引き起こす問題の対策が必要であることを、県民に対して広く周知する。

### (2) 所有者の責務

#### ①保管場所の確保

- ・プレジャーボート用の「係留保管施設」又は県が新たに指定する「小型船舶用泊地」内に保管場所を確保すること。
- ・保管場所の使用には、管理者の許可と使用料が必要であること。

#### ②適正保管に向けたマナーの遵守

- ・管理者が定める保管ルール（損害保険への加入等の各種許可条件）を順守し、適正な保管に努めること。

#### ③廃船の処分

- ・プレジャーボートを廃船としたときは、所有者の責任において処理する必要があること。

### (3) 「禁止区域」の指定

今後、県内の海域では、「係留保管施設」又は「小型船舶用泊地」内を除き、プレジャーボートの放置が段階的に禁止されること（罰則規定あり）を周知する。

### (4) 「係留保管施設」の利用促進及び「小型船舶用泊地」の指定

公共及び民間マリナーなどの「係留保管施設」及び今後順次指定していく「小型船舶用泊地」の概要を広く紹介する。

### 3 取組（案）

#### （１）既存の所有者に対する周知

係留船舶へのチラシの差し置きや、販売店や修理業者、各種船舶協会等を通じて、既存の所有者に呼びかけを行う。

#### （２）各種広報誌及びHPによる周知

関係行政機関の広報誌やHPにおいて、意識啓発や新たなルールの周知を図るとともに、将来的には、県内全域の「係留保管施設」及び「小型船舶用泊地」のマップや施設の概要、施設の利用状況などを発信するための既存サイトの活用などを検討する。

#### （３）マリン事業者等と連携した取組

関係行政機関との連携のほか、ボート免許講習会やボート展示会などの催し、ボートの販売・修理などを通じて、放置艇対策に係るポスター掲示・チラシ配布等を実施する。

##### 【関係機関】

- ① 中国運輸局・中国地方整備局，水産庁
- ② 海上保安庁
- ③ 山口県，岡山県，香川県，愛媛県
- ④ 県内市町
- ⑤ 地元自治会
- ⑥ 県内漁業協同組合
- ⑦ 日本小型船舶検査機構
- ⑧ （一社）日本マリン事業協会
- ⑨ ボート販売・修理事業者
- ⑩ 民間マリーナ事業者 など

# 保管場所確保の義務付けについて

## 1 要旨

現在、小型船舶登録法では、プレジャーボートの船舶登録時に、保管場所については、船籍港（小型船舶登録規則第1条第2項で「小型船舶を通常保管する場所が所在する市町村の名称」と定義されている。）を登録することとされているが、自動車のように新規登録時に警察の車庫証明がなければ登録できないような制度になっていない。

このため、プレジャーボートを所有する段階で、保管場所の確保を義務付ける法制度を設け、新たな放置艇を生じさせないための抜本的な対策を検討する。

## 2 保管場所確保の義務化を推進するために考えられる手法

	手 法	課 題	具体的なイメージ
登 録 手 続 の 中 で 規 制 す る 手 法	<b>①小型船舶登録法関係法令の改正</b> 小型船舶登録法に定める小型船舶の登録の申請時に保管場所に関する証明書の添付を義務付け、かつ、具体的な保管場所を登録原簿に登録するよう、関係法令の改正を国に要望する。	ア 現存の放置艇を収容することができる係留保管施設又は係留可能場所を確保しなければ、実効性が伴わない。 イ 保管場所確保の義務化については、現在、国において検討されているところであるが、全国的な放置艇解消が進まなければ、法制化が先送りされるおそれがある。	◎ 小型船舶登録法を改正して、車庫法と同じように、 <u>所有者の保管場所確保の義務</u> 、 <u>登録事項への保管場所の追加及び登録時の保管場所に関する証明書の添付義務</u> の規定を設けることを国に要望する。
	<b>②条例による保管場所確保の義務化の先行実施</b> プレジャーボート条例の一部改正により、保管場所に関する証明書を添付して、県へ小型船舶の保管場所を届け出て、具体的な保管場所を登録する制度を設ける。	ア 現存の放置艇を収容することができる係留保管施設又は係留可能場所を確保しなければ、実効性が伴わない。 イ 小型船舶登録法による登録義務の他に、県独自の登録義務を二重に課すようになる。 ウ 小型船舶の登録事務は、国（小型船舶検査機構）が行っているが、新たに県で独自の登録事務を行う体制を整える必要がある。	◎ プレジャーボート条例の一部改正により、車庫法と同じように、 <u>保管場所届出の義務及び届出時の保管場所に関する証明書の添付義務</u> （保管場所確保の義務については、規定済み）を定める。 上記①の手法により法令改正がなされた時点で条例を再改正して、県独自の保管場所届出制度を廃止する。

登録手続を介在せずに規制する手法	<p><b>③プレジャーボート条例への罰則規定の追加</b></p> <p>既に規定されている保管場所確保の義務の履行（第3条第1項）を確保するため、この規定に違反した場合の罰金（行政刑罰）に関する規定を加えることにより、間接的に保管場所確保の義務化を推進する。</p>	<p>ア 現存の放置艇を収容することができる係留保管施設又は係留可能場所を確保しなければ、実効性が伴わない。</p> <p>イ 海上保安部と連携して、不法係留の取締り体制を整備する必要がある。</p> <p>ウ 実際に保管場所を届け出させるものではないため、上記①・②の手法に比べ、保管場所確保の義務を推進する効果が少ない。</p>	<p>◎ プレジャーボート条例の一部改正により、保管場所確保の義務に違反する者に対する罰金刑を加え、県における取締り強化を図るとともに、海上保安部へも取締り強化を要請する。</p>
------------------	---	--	--

### 3 対応方針（案）

全国的に公平な取扱いが望ましいため、現存する放置艇の収容が可能な係留保管施設又は係留可能場所が確保された後に、①小型船舶登録法関係法令の改正の手法により、保管場所確保の義務化が図られるよう国へ法令改正を要請していくこととするが、その実現に時間を要することが想定されるため、県としては、②又は③のプレジャーボート条例改正による手法を検討していく。

【参考】自動車・船舶の利用規制について

		道 路		海	
適 用 法 令	利用一般	道路法	○車両使用者：自由使用ではあるが、交通規制などの <u>関係法令による規制が多い</u> 。 ○道路管理者： <u>道路に関する全般的な管理義務</u> が課されており、例えば、穴ぼこなどを長期にわたって修繕を怠り、事故が生じた場合、管理瑕疵を問われる。	・港湾法 ・漁港漁場整備法 ・海管理条例	○船舶使用者：海の自由使用の原則により、 <u>道路に比較して規制が少ない</u> 。 ○各水域管理者：海域に関する管理義務の程度は、 <u>道路に比較して度合いが小さく</u> 、例えば、相当の沖合に位置する流出油の処理を怠ったとしても、直ちに管理瑕疵を問われることはない。
	交通規制	道路交通法	○道路全般における車両等の交通について規制	・港則法 ・海上交通安全法	○港則法：港湾・漁港内における船舶交通の安全について規定 ○海上交通安全法：東京湾・伊勢湾・瀬戸内海における船舶交通の安全について規定
	所有登録	道路運送車両法	○自動車の登録について規定（ <u>警察の車庫証明</u> を添付して、運輸支局で登録。）	・漁船法 ・遊漁船業法 ・小型船舶登録法	○漁船法：漁船の登録について規定（ <u>主たる根拠地</u> を登録＝市町まで・登録先：県農林） ○遊漁船業法：遊漁船の登録について規定（ <u>事務所の所在地</u> を登録・登録先：県農林） ○小型船舶登録法：プレジャーボートの登録について規定（ <u>船籍港</u> を登録＝市町まで・登録先：小型船舶検査機構）
			【保管場所に関する証明書】 ○登録申請時に <u>警察発行の車庫証明が必要</u> 。		【保管場所に関する証明書】 ○登録申請時に <u>保管場所に関する証明書は不要</u> 。
保管規制	車庫法	○所有者に <u>保管場所確保の義務を課している。罰則規定あり</u> 。	プレジャーボート条例	○所有者に保管場所確保を義務付けているが、 <u>罰則規定はなく、理念規定になっている</u> 。	
			・港湾法 ・漁港漁場整備法	○ <u>放置等禁止区域</u> ：罰則規定あり	
			港則法	○航路内：罰則規定あり	
管理者	国道：国 県道：県 市町道：市町	港湾：県・市町 漁港：県・市町 一般海域：県			
法令違反取締者	警察	海上保安部			

## 地方部の港湾・漁港を中心とした柔軟な対策 による放置艇事務フロー（案）

### 【平成 30 年度から】

#### ≪第一段階≫：管理者による計画案の作成

- (1) 各港・地区ごとの実態を調査。「放置艇マップ」作成。
- (2) 調査の成果を基に、放置艇が現存する港・地区ごとに類型別対応方針を当てはめた「地区別実施計画」を策定。
- (3) 港・地区ごとに、P B の係留を可能とする「小型船舶用泊地」の配置案を策定。
- (4) 事務所ごとに対応優先順位を決定。

優 先：現に支障が発生している箇所、放置艇の集積が多い箇所

その他：現に支障がない箇所 など

#### ≪第二段階≫：関係者との調整により、配置計画を策定

- (1) 地元関係者との調整。  
～地元自治会、漁業協同組合、その他港湾・漁港利用業者、P B 利用者団体 等
- (2) 調整内容を第一段階（2）（3）にフィードバックし、再調整。
- (3) 調整が完了した箇所から、地区別実施計画に定めるスケジュールにより、順次、「配置計画」を公表。

#### ≪第三段階≫：係留場所の確保

##### I 小型船舶用泊地への使用許可

- (1) 「小型船舶用泊地」の指定を告示、同時に「放置等禁止区域」の指定を告示。
- (2) 「小型船舶用泊地」使用に係る説明会を開催。
- (3) 使用申請受付
- (4) 使用許可の決定→許可台帳への登載

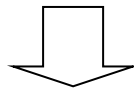
⇒許可艇への切替え

## Ⅱ 占用許可【係留保管施設を自ら管理・運営する場合】

- (1) 係留保管施設の設置を希望する者を受付。
- (2) 占用許可交付（50 隻以上の施設は，海域利用審査会による審査）。  
⇒許可者による施設整備。
- (3) 供用開始と同時に「放置等禁止区域」の指定を告示。  
⇒施設入艇により許可艇へ

### ≪第四段階≫：撤去指導等

- (1) 「小型船舶用泊地」等への船舶の移動の指導・確認
- (2) 「小型船舶用泊地」の供用開始及び「放置等禁止区域」の施行（同時）
- (3) 不法係留船への撤去指導，取締り，監督処分へ



～ 放置艇の解消へ ～  
(目標平成 34 年度)